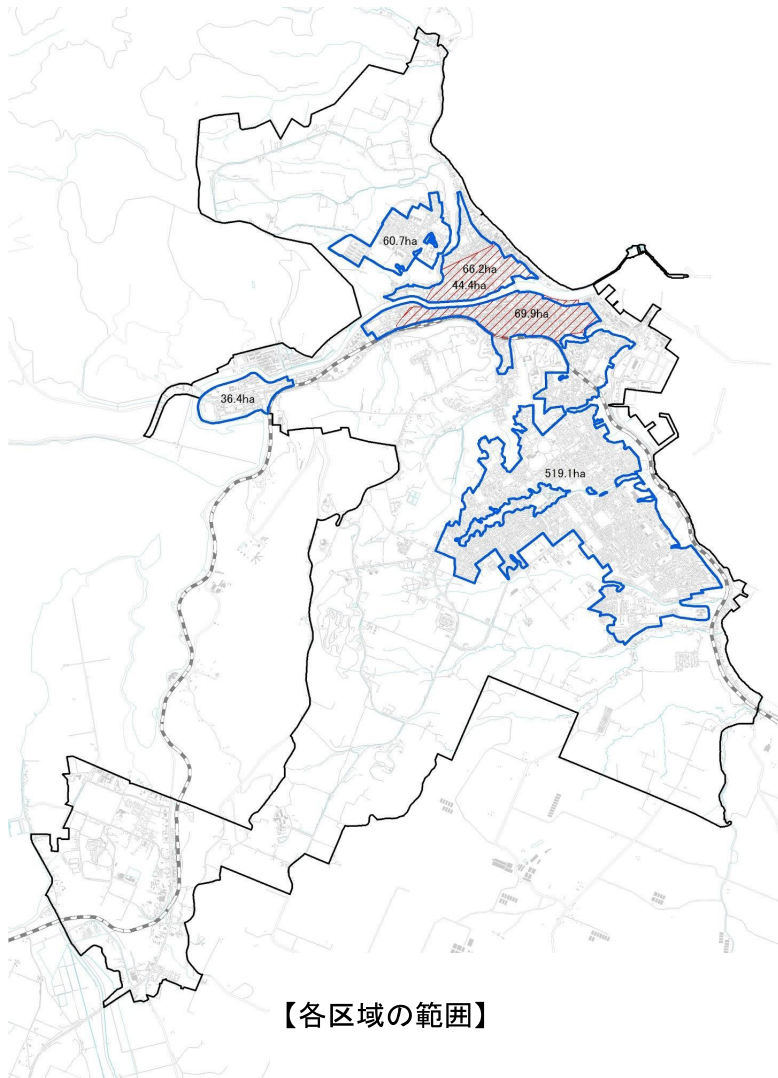


「網走市立地適正化計画」に係る届出制度について

網走市では、都市再生特別措置法に基づく「網走市立地適正化計画」を令和4年（2022年）3月に策定し、令和4年5月2日付で公表しました。

本計画は、今後の人口減少下において市街地区分に応じた人口密度の適正化や、公共交通を基軸とした各種都市機能の適切な配置を図るための計画で、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持する事により、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である「**居住誘導区域**」と、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られる区域である「**都市機能誘導区域**」を定めています。都市再生特別措置法に基づき、「**都市計画区域内**」において、届出の対象となる行為を行う場合、これらの工事に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。



【各区域の範囲】

【凡例】

	都市計画区域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域

【誘導施設】

施設区分		施設区分	
行政	市庁舎	金融	銀行支店
	国庁舎		信用金庫本店
	道庁舎		郵便局（基幹）
	税務署	教育 文化	オホーツク・文化交流センター
	ハローワーク		市民会館
	警察署		図書館
	消防署		郷土博物館
保健 福祉	保健センター		モヨロ貝塚
	総合福祉センター	観光 交流	美術館
	こども発達支援センター		観光交通ターミナル・交流広場
医療	病院		みなと観光交流センター

■届出の対象となる行為

◆**居住誘導区域**外の場合

	開発行為の場合	建築行為の場合
届出の対象となる行為	・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出書類	・様式-1 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上） ・設計図（縮尺100分の1以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書	・様式-2 ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
届出期限	工事着手日の30日前までに網走市建設港湾部都市整備課計画係まで届出が必要です	

※届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。（様式-3）

■届出の対象となる行為

◆都市機能誘導区域外の場合

	開発行為の場合	建築行為の場合
届出の対象となる行為	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
届出書類	・様式-4 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 （縮尺1,000分の1以上） ・設計図（縮尺100分の1以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書	・様式-5 ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 （縮尺100分の1以上） ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図 （縮尺50分の1以上） ・その他参考となるべき事項を記載した図書
届出期限	工事着手の30日前までに網走市建設港湾部都市整備課計画係まで届出が必要です	

※届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届が必要です。（様式-6）

◆都市機能誘導区域内の場合

届出の対象となる行為	・誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
届出書類	・様式-7 ・その他参考となるべき事項を記載した図書
届出期限	休止または廃止しようとする日の30日前までに 網走市建設港湾部都市整備課計画係まで届出が必要です

※届出様式については、網走市公式サイトからダウンロードいただけます。

■届出制度に関するQ&A

Q： 届出対象区域の内外にわたる場合は、届出は必要ですか。

A： 届出対象行為を行おうとする区域・敷地の一部でも届出対象区域にある場合は、届出が必要です。

Q： サービス付高齢者住宅や社宅についても、「住宅」に該当しますか。

A： 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

Q： 3戸の建売住宅を同時期に建築する予定なのですが、届出の対象になりますか。

A： 申請者及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には、届出の対象となります。

なお、2戸の長屋と1戸の戸建て住宅を建設する場合なども、届出対象となる場合がありますので、届出の必要性の有無については、事前に都市整備課計画係までご確認ください。

Q： 届出書は何部必要でしょうか。

A： 2部（正本及び副本）提出してください。

【届出先・お問い合わせ先】

〒093-8555 網走市 網走市 南5条東1丁目10番地

網走市 建設港湾部 都市整備課 計画係

TEL: 0152-67-5568

FAX: 0152-45-1404

Email: ZUSR-KW-TOSHI-KEIKAKU@city.abashiri.hokkaido.jp

